

第4章

地域包括ケアシステムの推進

1. 基本方針

- サービス提供体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される体制を目指して「地域包括ケアシステム」の構築に努めていく。
- また、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる役割が重要であり、介護保険サービスだけではなく、地域の助け合いが促進される環境づくりも進めていく。
- 隠岐広域連合と海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町とが連携し、本計画の重点施策を具体化することで、それぞれの地域特性に応じた事業展開を進めていく。

2. 地域包括ケアシステムの推進のための重点施策

(1)自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。

(2)生活支援サービスの充実

- 日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な関係者・関係機関が連携し、地域全体で支援する仕組みを充実していく。

(3)高齢者の生活環境(住まい)整備の推進

- 高齢者の状態に応じた生活の仕方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。

(4)地域ケア会議の推進

- 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備の実現に向け、個別課題から政策形成につなげていく総合的な仕組みとして推進していく。

(5)在宅医療・介護連携の推進

○慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。

(6)認知症施策の推進

○地域での認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすく、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。

(7)介護人材の確保

○福祉施設等の関係機関や隠岐4町村で連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、離職防止を柱とする総合的な取り組みを通し、介護人材の確保に努める。

(8)高齢者の権利擁護体制の強化

○虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関のネットワーク構築を図り、相談・支援業務を強化していく。